

青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会学生募集戦略部会内規

(目的)

第1条 この内規は、青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項の規定に基づき、委員会学生募集戦略部会（以下「部会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 青森大学における3つの方針に基づいた青森大学が求める学生像に沿った多角的視点からの学生募集に関する事。
- (2) その他学生募集戦略における重要事項及び質保証に関する事。

(組織)

第3条 部会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 別地キャンパス長
- (4) 学部の入学試験委員会委員のうちから各学部1名
- (5) 経営戦略局長
- (6) 別地キャンパス事務局長
- (7) 入試課長
- (8) その他アドミッション・オフィサーに指名された者
- (9) その他学長が指名した者

2 部会長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を部会に出席させることができる。

(委員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第4号の委員は、学長が任命する。

2 前条第1項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長を置き、学長をもって充てる。

- 2 部会長は部会を主宰し、その議長となる。
- 3 部会に副部会長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の成立及び議決)

第6条 部会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。この場合において、第3条第1

項第2号及び第4号に規定する委員のうち、少なくとも各学部において、それぞれ1名以上の出席を必要とするものとする。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会長がやむを得ないと事情と判断した場合は、代理の者の出席を認める。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、経営戦略局入試課が処理する。

附 則

この内規は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和6年4月1日から施行する。